金融トラブルに注意しましょう

「ヤミ金融」… 国(財務局)・都道府県で貸金業登録を受けていない違法な業者(無登録業者)のことをいいます。

ヤミ金融はこんな手口であなたを騙そうとしています!!

＼ヒト事ではない～！／

手口1 補償金詐欺

「あなたの返済能力を調べる」などと言って、信用料や保証料などの名目でお金を振込ませた後、融資を行わないまま連絡を絶ってしまう。

手口2 押し貸し

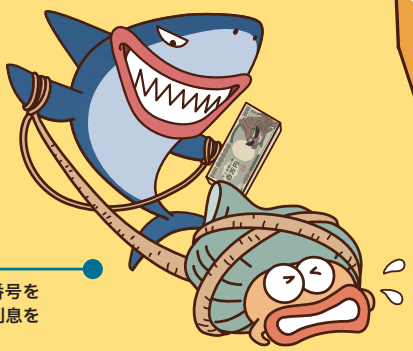

あらゆる手段で多重債務者の銀行口座番号を入手し、無理矢理お金を振込み、法外な利息をつけて返済を求める。

手口3 ウソの広告

「無審査で貸します」「ブラック OK」などの広告につられて連絡すると、個人情報だけを取られて、お金は借りられない。

最近はこんな事例も

ファクタリングの偽装	高額な手数料を取られた上に債権売買にも関わらず、買戻しを求められる
個人間融資	個人を装った無登録の業者がＳＮＳ等を通じて違法な高金利の貸付けを行う。またＳＮＳ等で提供した個人情報が他の犯罪に悪用される危険性がある
後払い現金化	商品を後払いで販売し、条件を付して謝礼等の名目で先に現金を融通。代金を払えなくなった場合に執拗に取立てられたり、個人情報を悪用される危険性がある。
先払い買取現金化	商品の売買を装って業者が利用者に代金を前払いし、後日、利用者が商品を発送しなかった等の違約金名目でより高額な金銭を支払わせるもの。

その他にも、スマートフォンを利用した違法行為や「ソフト闇金」を名乗る業者とのトラブルも発生しています。

このような行為は、貸金業法や利息制限法等の法令で禁止されています!!

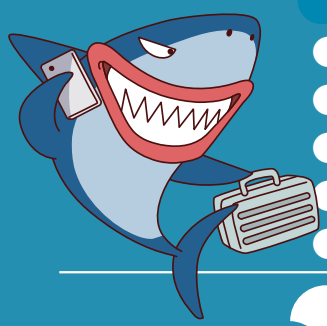

- ●融資を行う前に、保証金や手数料などを振込ませる。
- ●融資を行う前に、融資条件等を記載した書面を交付しない。
- ●通帳やキャッシュカードを担保として融資を行う。
- ●「無審査・即融資」など、借入れが容易であると強調する。
- ●貸付額に応じた上限金利 (15-20%) を超える金利を要求する。

まずは融資を受ける前に、登録業者かどうか確認しましょう

東京都 東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会

一都三県(神奈川県・千葉県・埼玉県)ヤミ金融被害防止合同キャンペーン